

こころがけましょう、受診のマナー

必要な方が安心して医療を受けられるよう、医療機関への受診や、薬の処方の際には、以下のことをこころがけましょう。

■ 休日や夜間の受診は控えましょう

やむを得ない場合を除き、平日の診療時間内に受診できないか、もう一度考えてみましょう。

■ 重複受診はできる限り控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を必要以上に受診することは、できるだけ控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響が出る心配があります。

■ 「かかりつけ医」を持ちましょう

かかりつけの医師を持ち、気になることがあれば、まずは相談しましょう。

■ 「お薬手帳」を持ちましょう

複数の病院にかかっているときは、医師や薬剤師に「お薬手帳」を見せて、薬の飲み合わせ等が安全か、確認しましょう。

■ ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同等の効能効果を持っています。現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、薬代が安くなる場合もあります。医師や薬剤師に相談のうえ、切替えが可能な場合は、積極的に利用しましょう。

交通事故などで治療を受けるとき

交通事故など、第三者（相手方）の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来、相手方が負担することが原則ですが、届出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

この場合、広域連合が一時的に治療費を立替え、後日、相手方に請求しますので、お住まいの市町村（後期高齢者医療の担当窓口）へ速やかに届出をしてください。

また、医療機関を受診される際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。

このような場合も第三者行為となります

- ・ 自転車同士の事故
- ・ 暴力行為によるケガ
- ・ 他人の飼い犬に咬まれたとき
- ・ 飲食店等で提供された料理による食中毒 など

届出に必要なもの

- ・ 被保険者証
- ・ 印かん
- ・ 交通事故証明書

上記のものをお持ちになり、お住まいの市町村（後期高齢者医療の担当窓口）で「第三者行為による傷病届書」の手続きをしてください。

注意！ 示談は慎重に…

相手方から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合がありますので、示談をする前には、必ずお住まいの市町村（後期高齢者医療の担当窓口）へご相談ください。

保険料

◆保険料の計算方法

保険料は、1人あたり定額の保険料「被保険者均等割額」と、所得に応じた保険料「所得割額」を合計して、被保険者個人ごとに算出します。

1人あたり 年間保険料 (上限66万円) ※100円未満切り捨て	=	被保険者 均等割額 55,500円	+	所得割額 賦課のもととなる所得 金額×10.50%(所得割率)
---	---	-------------------------	---	---------------------------------------

賦課のもととなる所得金額とは、**総所得金額等**（収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額です。

◆保険料の軽減制度

所得の低い方は、所得状況に応じて保険料が軽減されます。

●被保険者均等割額の軽減

世帯主と被保険者の**総所得金額等**の合計額が一定の金額以下の場合、その金額に応じて被保険者均等割額が2割～7割軽減されます。

●被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に、被用者保険（協会けんぽ・共済組合など）の被扶養者（扶養家族）であった方は後期高齢者医療に加入後24ヶ月（2年）の間に限り被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されません。

※国民健康保険や国保組合に加入されていた方は、被用者保険の被扶養者であった方の軽減の対象とはなりません。

※保険料の軽減を受けるためには、世帯主と被保険者全員の前年中の所得が申告されている必要があります。

※被用者保険の被扶養者であった方で、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか軽減割合が大きい方の額が軽減されます。

保険料の計算方法や軽減制度の詳しい内容につきましては、保険料の通知書に同封の「後期高齢者医療 保険料のしおり」をご覧ください。

◆保険料のお支払い方法や手続きについて

保険料のお支払い方法は、特別徴収（年金からの差し引き）と普通徴収（納付書払いまたは口座振替）があります。

●お支払い方法の変更

特別徴収で現在お支払いの方、または新規に特別徴収となる方は、お住まいの市町村窓口申請されると、口座振替に変更することができます。

保険料のお支払いに関する手続き等につきましては、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

こんなときは届出を

次のような場合は、**14日以内**に、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へ届出をしてください。

こんなとき	手続きに必要なもの
転入したとき	・ 転入前の市区町村で発行される負担区分等証明書（県外から転入した場合）など ・ 印かん
氏名・住所・世帯に変更があったとき	・ 被保険者証など ・ 印かん
転出するとき	
生活保護を受けるようになったとき	・ 被保険者証など ・ 保護決定通知書 ・ 印かん
生活保護を受けなくなったとき	・ 保護廃止通知書 ・ 印かん
お亡くなりになったとき	・ お亡くなりになった方の被保険者証など ・ 印かん

手続きに必要なものなど詳しいことは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口までお問い合わせください。

なお、従来は申請には原則、印かんが必要でしたが、令和3年4月から印かんの取扱が変更されています。届出の際には、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆高知県後期高齢者医療広域連合

高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎1階

- ・ 被保険者証、保険料などについてのお問い合わせ
電話 088-821-4526
- ・ 医療費の給付などについてのお問い合わせ
電話 088-821-4896
- ・ 健康診査などについてのお問合せ
電話 088-821-4677

※不審電話があった場合などにもご相談ください。

◆お住まいの市町村担当窓口

市・郡	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
市	高知市役所	088-823-9380	室戸市役所	0887-22-5133
	安芸市役所	0887-35-1002	香美市役所	0887-53-3115
	香南市役所	0887-57-8506	南国市役所	088-880-6556
	土佐市役所	088-852-7636	須崎市役所	0889-42-1355
	四万十市役所	0880-34-1114	宿毛市役所	0880-62-1233
	土佐清水市役所	0880-82-1108		
安芸郡	東洋町役場	0887-29-3394	奈半利町役場	0887-38-8181
	田野町役場	0887-38-2812	安田町役場	0887-38-6712
	北川村役場	0887-32-1214	馬路村役場	0887-44-2112
	芸西村役場	0887-33-2112		
長岡郡	本山町役場	0887-76-2113	大豊町役場	0887-72-0450
土佐郡	土佐町役場	0887-82-1110	大川村役場	0887-84-2211
吾川郡	いの町役場	088-893-1117	仁淀川町役場	0889-35-1088
高岡郡	日高村役場	0889-24-5001	越知町役場	0889-26-1115
	佐川町役場	0889-22-7706	中土佐町役場	0889-52-2213
	津野町役場	0889-55-2314	梶原町役場	0889-65-1170
	四万十町役場	0880-22-3117		
幡多郡	黒潮町役場	0880-43-2800	三原村役場	0880-46-2111
	大月町役場	0880-73-1113		